

家族観再考の必要性はあるか

山縣 文治(関西大学)

1. 社会制度としての家族と社会関係の二重構造

私は半世紀近い社会福祉の学びにおいて、一貫して、子どもの福祉問題に関心をおいてきた。その基本的視点は、できるだけ最前線に出向き、子ども、親、職員・スタッフの声に耳を傾け、一人ひとりの子どもの人生と一緒に考えるということであった。その際に重視したのが、「2Q(質・量) of 3L(生命・生活・人生)」である。

このことを理論的に整理する際の枠組みとしては、岡村重夫の考え方を参照した。岡村には、大学院時代には直接、その後も疑問が生じると、直接出向いたり、手紙を書いたりして、個別に指導を受けた。その中で、最後まで納得できなかったのが、岡村の考え方の重要概念である社会関係の二重構造、その中でも家族に関する考え方である。具体的には、家族は客体的存在である社会制度であるが、子どもが社会制度に向き合うとき、客体的存在としてのみ位置づけていいのかということである。何度かチャレンジしたが、岡村の答えは、「客体的存在としてのみとらえるべきである。勉強不足」と、常に一蹴された。

民法では、出生と同時に私権の享有が認められるが(第3条)、未成年者の行為能力は、一部の行為を除いて、法定代理人の同意なしには認められていない(第5条)。換言すると、子どもは、法定代理人としての保護者の意思を通じてしか、社会制度と直接向き合えないということである。

今日、強調されている、子どものアドボケート機能をいくら強化しても、この壁は強く立ちはだかり、最終的には親権の喪失(第834条)や一時停止(第834条の2)により未成年後見人を立てることによってしか、子どもの人権は保障できない。

ちなみに、もう一つ納得できていないのが、社会生活の原理であり、社会福祉援助の原理でもある「生活の全体性」という考え方である。晩年の岡村は、福祉の人間像としても、この概念を使用する。これについては、今回の話題では取り上げないが、ポイントは、「(全体性は)、単なる哲学的な意味での『全体性』と理解すべきではない。…社会関係の総体であって経験的な調査によって個人ごとに数えあげることのできるものである」(岡村重夫:98)という記述である。全体性は、アンカウンタブルではなく、カウンタブルであるという考え方である。この点に関しては、私の直接の指導者であった柴田善守の「不可分割性」という考え方の方が腑に落ちている。

2. 家族を揺るがす事象

家族のあり方を考える際に重要な変化が国内外で起こっている。

現象面をあげるときりがないが、少子化、家族機能の外部化、個人志向社会などに起因するもの

が多い。とりわけ少子化は、社会全体の課題となっており、「消滅可能性都市」（日本創成会議）、「無子高齢化」（前田正子）、「むらおさめ」（作野広和）など、衝撃的な言葉が登場している。

一方で、離婚率や有子離婚率のように、この15年間一貫して低下しているものもある。また、国際的にみたとし、婚姻によらずに出生した子どもの割合は、OECD諸国の平均が39.7%（2016年前後）であるのに対して、日本は2.3%にすぎない。日本より低いのは韓国（1.9%）のみである。5割以上の国には、チリ、フランス、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ポルトガル、ベルギーなど、チリを除き、ヨーロッパ諸国が並んでいる。

家族観の多様化も進んでいる。いまだに決をみない夫婦別姓、同姓婚はその代表的なものであろう。社会福祉に限らず、日本社会全体がもっていた、近代的家族観そのものが揺らぎつつあるということである。とりわけ、子ども家庭福祉は、親子を前提として考えるため、近代的家族観の揺らぎの影響は大きい。

筆者も含め、養子縁組や里親制度などの家庭養護の推進は今後の重要な方向と考えているが、このような方向については、一部の家族社会学者から、「実子主義・家族主義」（和泉、藤間、千田、野辺、松木など）への回帰と鋭く批判される。菅政権の施策の柱の一つである不妊治療の支援は、本人たちの意思がどこにあるかは別として、結果的には、「実子主義」の家族観を基盤に置くものにとらえられ、少なくとも、現状の養子縁組の推進方策とは事実上かなりの部分で競合する。

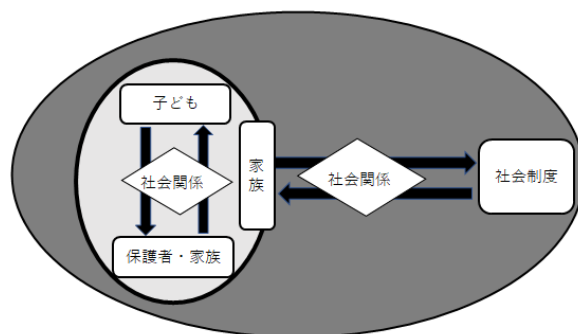
3. 家族観再考の必要性の有無

家族に関して、私自身の抱えている課題の代表的なものは、以上のように、子どもにおける社会関係を、岡村重夫の考え方との関係でどうとらえるか、家族社会学からの子ども家庭福祉の家族観批判に対してどう答えるか、という2点である。

後者は、岡村の考え方をそのまま受け入れると、多様性は現象に過ぎず、現行の枠組みで対応できると考えられる。仮に、家族否定論まで行き着いたとしても、その際には、家族への所属という社会的要求を否定し、家族という社会制度を無くせば済むだけの話である。実子主義を重視するという意味ではなく、家族制度にもう少し拘っていたい筆者としては、岡村との考え方のズレを調整することに解決策をみいだすしかない。

現状では、以下のように考えている。社会生活次元で個人と家族との関係をとらえると、子どもと家族（保護者）との間に入って社会関係の調整をおこなう場合には、岡村のいうように、両者は、主体と客体という関係でとらえることが可能である。一方、一般の社会制度の利用等に関しては、子どもと家族は一体として主体となり、主体化した家族と、社会制度との間の社会関係が調整されることになる。それどころか、民法上の契約という側面だけに着目すると、子どもは契約の主体である親権をおこなう者のもとに服する従者であり、主体としての位置づけさえ喪失させられることになる。

個人を主体としてとらえ、家族を客体としてとらえる社会関係と、一員として個人が所属する家族を主体としてとらえ、他の社会制度を客体としてとらえる社会関係との、2つの意味合いがあるということである。すなわち、家族は客体であるだけでなく、主体となる場合があるということ、言い換えれば、家族は、個人との関係において、客体であるだけでなく、統合された



主体にもなる可能性があるということである。子どもの福祉を社会的にはかる場合には、この二重構造が非常に重要である(図)。

したがって、子ども家庭福祉実践においては、子どもの支援が当然重要であるが、加えて、保護者が子どもに利益を確保するという視点に立って意思決定をしたり、生活を組み立てたりすることができるように、保護者を支援することが、他の分野以上に重要ということになる。

今でも、岡村の考え方をベースにした子ども家庭福祉の論文を書かれる少壮の研究者を目にする機会があるが、私の能力では解決し得なかったこれらのポイントについて、是非とも考えていただけたら幸いである。

文献

- ・藤間公太(2017)、社会的養護にみる家族主義、三田社会学No.22
- ・前田正子(2018)、無子高齢化、ミネルヴァ書房
- ・野辺陽子・松木洋人・日比野由利・和泉広恵・土屋敦(2016)、〈ハイブリッドな親子〉の社会学:血縁・家族へのこだわりを解きほぐす、青弓社
 - 松木洋人、「育児の社会化」を再構想する:実子主義と「ハイブリッドな親子関係」
 - 和泉広恵、「家族」のリスクと里親養育:「普通の家」というフィクション
 - 野辺陽子、〈ハイブリッド〉性からみる「ハイブリッドな親子」のゆくえ:融合・反転・競合
- ・日本創成会議(2014)、ストップ少子化・地方元気戦略
- ・岡村重夫(1981)、社会福祉原論、全国社会福祉協議会
- ・作野広和(2009-2011)、集落の限界化と「むらおさめ」に関する人文地理学的研究、科学研究費報告書
- ・千田有紀(2011)、日本型近代家族 どこから来てどこへ行くか、勁草書房